

農業用ため池の

農業用ため池を  
所有・管理している皆様へ

届出制度が始まります

令和元年7月1日より

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。

農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を北海道に届け出ることが必要となります。

ため池所有者  
又は  
管理者

釧路総合振興局  
産業振興部  
農村振興課

届出は、農業用ため池の所有者又は管理者  
から最寄りの振興局へお願いします。

届出事項

- ① ため池の名称及び所在地
- ② 所有者の氏名等の情報
- ③ 管理者氏名等の情報
- ④ ため池の堤頂までの高さ、堤頂の長さ、貯水容量など

●届出が必要となるため池は？ → 農業者が利用する農業用ため池です。

※現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要となります。

問 届出の期限は？ → 法律の施行日（令和元年7月1日）以後、農業用ため池を設置、廃止する時、又は届出情報に変更があった場合は、遅滞なく届出する必要があります。

※法律の施行日前に設置された施設については、本法律施行後、6ヶ月以内の届出が必要となり、本年12月27日（金）迄となります。

届出について不明な点は、最寄りの釧路総合振興局へお問い合わせをお願いします。

（問い合わせ先）

釧路総合振興局産業振興部農村振興課 指導企画係 TEL: 0154-43-9232（直通）

## 農業用ため池とは？

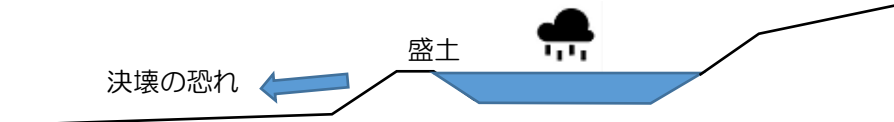
※ここでいう農業用ため池とは、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の適用を受けるもの

- ◆ 農業用ため池とは、人工的に作られた施設としての「堤体」及び「取水設備」で構成されたもの
- ◆ 人工的に築造した施設であり、決壊するおそれのあるもの
- 届出が必要なため池

○盛土で築造され、決壊するおそれがあるもの

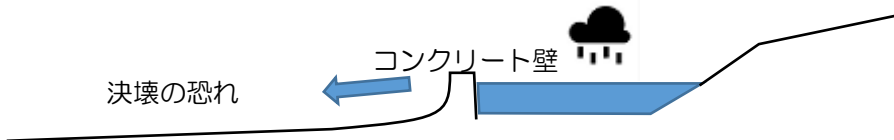
※ 盛土が、ため池の一部でも対象となります。

(例えば、堀込の温水ため池の下流側が盛土の場合 等)



○コンクリート壁等で築造され、決壊するおそれがあるもの

※ 壁が、ため池の一部の場合でも対象となります。



- 届出が不要なため池

○掘り込んで築造され、盛土はなく、決壊するおそれがないもの

※ ため池があふれても、周辺が浸水するだけ



※ 農業用ため池の判断に迷った場合は、  
釧路総合振興局産業振興部農村振興課 (0154-43-9232 (直通))  
までお問い合わせください。